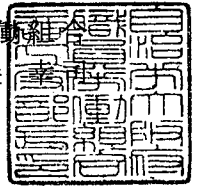


2021年3月19日

大阪府商工労働部長 小林 宏行 様

自治労大阪府職員労働組合
商工支部 支部長 渡邊



自治労府職商工支部 2021年度要求書

商工支部は、大会決定に基づき、次のとおり2021年度支部要求を行うので誠意を持って対応するとともに、要求事案によっては、各所属との交渉を行うこと。

【要望】

- (1) 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所(現 地方独立行政法人大阪産業技術研究所)が2012年4月1日に設立発足したが、設立に至る過程で商工支部、当該研究所分会と商工労働部で協議し、合意した事項について遵守するとともに、未解決事項については今後とも労使協議を当該研究所労働組合(支部分会)も含めて行うこと。また、商工労働部の中小企業に対する技術支援の中核施設であることを明らかにし、部の施策の主要な柱として位置づけ、中期計画期間中の予算(交付金)、人員を確保すること。
- (2) 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所(現 地方独立行政法人大阪産業技術研究所)に結成された「自治労大阪府立産業技術総合研究所労働組合」と当該研究所当局との労使交渉に基づき合意した事項について部当局として尊重するとともに、研究所当局と当該産技研労働組合・組合員の勤務労働条件の協議が誠実に行われるよう協力すること。
- (3) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所の2021年度事業交付金について説明を行うこと。

1 大阪産業経済リサーチ&デザインセンターに関する要求

当センターは、平成22年度の組織改革により商工労働政策と経済経営リサーチとの連携を深め、従来業務に加え、政策構築の基礎となる経済や経営に関する各種の調査である「政策立案支援調査」や「経済動向調査」に取り組んできたが、退職者不補充が続く中、専門性を有する業務を遂行できる経済経営研究職の不足が続いている。

さらに、府商工労働施策の推進にあたり、大阪産業・経済に対する施策の影響を把握するための調査や経済分析などの必要性が高まる中、これら調査業務が突発的に増大することが多発し、職員に過剰な負担が発生している。当センターが府商工労働施策の推進に重要な役割を果たしていることを踏まえ、超過労働を招く恐れのある勤務労働条件を改善すること。そのための協議を支部及び分会と十分に行うこと。

【要望】

中小企業診断士の資格は調査研究業務などの業務で有効に活用されている。資格更新に必要な研修などへの参加費用負担を行うなどの所属の判断を尊重すること。

2 人事評価制度・昇任制度・労働条件等の改善について

【要望】

- (1) 人事評価制度における相対評価は、職員の勤労意欲(モチベーション)を後退させ、圧倒的に多数の方が制度に反対の意思表示を示している。相対評価の廃止へ向けて意見具申すること。また、相対評価制度は研究職にはなじまないもので、導入を除外するよう強く関係部署に働きかけること。再任用職員については雇用期間が1年単位のため、一般職員と同様の人事制度の導入は不適切であり短時間雇用契約職員についても同様である。相対評価に代わる人事評価制度とすること。

- (2) 部として人材育成を強化し、副主査への昇格を促進すること。
- (3) 研究職員への一時金加算基準を国並みに行うこと。また、昇格について行政職との格差改善を行うこと。
- (4) 任期付任用制度による研究職員及び一般職員の採用は、現場の要望を尊重すること。

- (5) 年次有給休暇の完全取得を徹底するとともに、毎週水曜、20日及びゆとり推進月間の定時退庁を徹底すること。
- (6) 恒常的残業を無くすよう所属長を指導すること。また、やむをえない超過勤務については手当を完全支給すること。
- (7) フレックスタイム制度の導入や兼業の規制緩和等については、国他府県の動向等を十分調査検討の上、支部・分会と事前協議し、一方的な導入は行わないこと。

【要望】

- (8) 条例化された任期付任用制度による採用に当っては、府労連との合意事項を遵守し、採用選考の公平性、透明性を確保するとともに、採用の募集はテーマ、予算の確定後とし、所属の自主性を充分尊重すること。また、一般職の任期付任用採用に当たっては、定数外とすること。

3 人事異動等について

【要望】

- (1) 経済経営研究職の人事異動・兼務発令等は、職種・専門性・経歴・本人希望を尊重し、一方的に行わないこと。
- (2) 異動の内示は1週間前に行うこと。
- (3) 人事交流について早期にその目的、趣旨などを支部・分会に提示し協議すること。
- (4) 支部役員、分会役員の異動については、事前に支部・分会と協議すること。
- (5) 海外事務所派遣職員は、産業支援機能が重視されるため、商工労働部内で育成すること。

4 労使慣行等について

- (1) 従来からの支部・分会の労使慣行について、尊重すること。
- (2) 各分会・班からの要求事項については、誠意をもって解決にあたること。

5 人員要求【要望】

- (1) 2021年度人員配置計画にあたっては、部は従来からスクラップ&ビルドを基本にしており、業務量業務内容の減及び改善なしに人員の一律削減は行わないこと。業務が増大している本庁業務に対し、職員に過度な負担がかからないように努めること。
- (2) 欠員補充（退職に伴うもの）

| | |
|---------------------|------------------------------|
| 大阪産業経済リサーチ&デザインセンター | 2名（経済経営研究職） 欠員補充（退職に伴うもの） |
|---------------------|------------------------------|

- (3) アルバイト・非常勤嘱託
職員の負担を軽減するため各職場の実情に応じ、アルバイト・非常勤嘱託員を配置すること。
- (4) 採用選考の時期
優秀かつ必要な人員を確保するため、研究職の採用選考は一般行政職の選考に遅滞なく実施すること。

以上